

こ支障発第 414 号
令和 8 年 1 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業の実施について

障害児支援現場の業務効率化及び職員の業務負担を軽減することを目的として、今般、別紙のとおり「令和 7 年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業実施要綱」を定め、令和 7 年 12 月 16 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

令和7年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱

1. 目的

障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害児支援体制の充実を図ることを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

3. 対象者

障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下、「障害児支援事業者等」という。）とする。

4. 定義

- (1) 「障害児支援事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第7条第2項に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。
- (2) 「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。

5. 事業内容等

障害児支援分野におけるICT化を推進するため、(1)又は(2)の事業のうち、いずれかの事業について取組を実施し、又は両方の事業に取り組むことも可能とする。

(1) 障害児支援分野のICT導入支援事業

ア 都道府県等は、管内のICT導入に伴う補助を希望する障害児支援事業者等を対象にICT導入に伴う研修会を開催する。本研修会への参加は、障害児支援事業者等がICT導入に伴う補助を受けるための要件とする。

イ 都道府県等は、管内の障害児支援事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、ICT導入に要する費用を補助する。

ウ 都道府県等は、本事業によりICTを導入した障害児支援事業者等に対し、障害児支援事業者等におけるICTの導入状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

エ 都道府県等は、本事業によりICTを導入した障害児支援事業者等に対し、客観的かつ定量的な指標に基づいてICT導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告させるとともに、これらを取りまとめの上、別に定める期限までに国に報告する。

また、都道府県等は、全国の障害児支援事業者等におけるICTの導入

の参考に資するよう、ICTを導入した障害児支援事業者等に対し、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの公表状況について取りまとめ、ICTの活用モデルとして、都道府県等のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

また、これらの報告及び公表状況については、こども家庭庁においても、ICTの活用モデルとして公表等を行う可能性があるので、事前に障害児支援事業者等の同意を得ること。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

ア 都道府県等は、管内の児童発達支援センター（地域の実情により、児童発達支援センターを設置していない場合であって、児童発達支援事業所等の関係機関が連携することにより、障害児支援の中核機能を整備している場合を含む。（以下、「児童発達支援センター等」という。））が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。その際、都道府県等は、児童発達支援センター等からの当該事業に係る計画書及び積算内訳書に基づき補助を行うこと。

イ 都道府県等は、本事業によりオンライン環境を整備した児童発達支援センター等に対し、実際の活用方法等について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

6. 補助対象

- (1) 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- (2) ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- (3) 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）
- (4) 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

〔留意事項〕

○5の(1)の事業

- ・当該年度中に係る経費のみを対象とする。
- ・(1)の情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害児支援等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。
- ・(2)のソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
 - ① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
 - ② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一气通貫（転記等の業務が発生しない

い) の環境が実現できるもの。

- ・ (3) の通信環境機器等及び (4) の保守経費等については、(1) の情報端末及び (2) のソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。
- ・ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

○5 の (2) の事業

- ・ 当該年度中に係る経費のみを対象とする。
- ・ (1) の情報端末については、地域の他事業所等との情報共有、意見交換、保護者との面接（個人・グループを問わず）を行うためのハードウェアが対象である。
- ・ (2) のソフトウェアについては、オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品であること。
- ・ (3) の通信環境機器等及び (4) の保守経費等については、(1) の情報端末及び (2) のソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。
- ・ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

7. その他要件等

- (1) 経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」及び厚生労働省が実施している「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」により補助を受けた ICT 導入事業については本事業の補助対象とならないこと。
- (2) 障害児支援事業所等が補助対象経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- (3) 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の ICT 導入支援補助金（「令和 6 年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」等）により補助を受けて同種の ICT 機器等を購入したことがある障害児支援事業者等は、5 の (1) の事業による補助の対象とならないこと。
- (4) 次の①から③の条件を満たす障害児支援事業所等による ICT 導入事業について、国において 5 の (1) の事業による補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとする。
 - ① 本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね 3 か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。
 - ② ICT 導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害児支援事業の質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。
 - ③ 本事業の交付申請時において「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」の申請を予定しており、ICT 化推進等を通じた職場環境改善等に取り組むことを都道府県等が認めた場合。

8. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。